

## 福岡市港湾局外郭団体のあり方に関する検討会議設置要綱

### （目的）

第1条 福岡市において港湾局が所管する外郭団体の今後のあり方について検討を行うにあたり、専門的見地から意見や助言を行うことを目的として、福岡市港湾局外郭団体のあり方に関する検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

### （業務）

第2条 検討会議は、次の事項について参考となる意見を述べる。

- 1 福岡市港湾局外郭団体の今後のあり方に関する事項
- 2 その他目的達成に必要な事項

### （構成員及び組織）

第3条 検討会議は、座長及び委員（以下「委員等」という）をもって組織する。

- 2 委員等は、学識経験者、関係各分野の専門家、市民代表等の6人程度とし、市長が委嘱する。
- 3 委員等の任期は、委嘱の日から第2条に掲げる業務が終了するまでの期間とする。

### （運営）

第4条 検討会議は、座長が必要と認めたときに招集し、座長が会議の進行にあたる。

- 2 座長がやむを得ず会議に出席できないときは、座長があらかじめ指名した委員が座長代理として会議の進行にあたる。
- 3 座長が必要と認めるときは、委員以外の出席を認め、説明またはその意見を聞くことができる。

### （会議の公開，非公開）

第5条 会議は、原則公開とする。ただし、その会議の内容が福岡市情報公開条例第7条に規定する非公開情報（以下「非公開情報」という。）に該当する事項に関するものであるとき、または、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められるときはこの限りでない。

- 2 検討会議の傍聴に関する手続その他傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

### （議事録）

第6条 検討会議の議事録は、会議の議題又は論点ごとの意見を明らかにした要点筆記とする。

- 2 議事録は、会議に出席した委員等の承認を得て確定し、福岡市情報公開条例第7条各号に定める非公開情報を除き公開する。

(事務局)

第7条 検討会議の事務局は、福岡市港湾局総務部総務企画課に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項がある場合は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年9月28日から施行する。